

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第105号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の7」を「第6条の2第1項」に改める。

第28条第4項及び第37条第3項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第39条第1号中「者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第54条第2項第1号及び第60条第1号において同じ。）」を加える。

第54条第2項第5号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第6号ア中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第58条第4項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第60条第4号中「の学部で」を「（短期大学を除く。次号において同じ。）において」に改め、同条第5号中「の学部で」を「において」に改め、同条第9号中「学校

教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第 68 条第 15 項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

第 100 条第 3 項及び第 108 条第 4 項中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学において」に改める。

第 110 条第 3 号中「者」の次に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同条第 4 号中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学において」に改め、同条第 8 号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第 11 条中「(昭和 24 年法律第 147 号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令(平成 30 年厚生労働省令第 15 号)の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)の一部改正等に伴い、児童福祉施設に係る職員の資格要件を見直す等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。